

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 3 年 3 月 2 2 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 9 号

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成11年墨田区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第69条第1項第2号イ中「条例の規定」の次に「（第73条の2第2項第1号を除く。）」を加える。

第73条の2第2項第2号を次のように改める。

前条第1号に該当し、情状が特に重いとき。

第73条の2第2項に次の1号を加える。

前条第2号に該当するとき。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に法第7条第1項又は第6項の許可を受けている者に対する改正後の第73条の2第2項の規定による許可の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。